

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）等の一部改正案に対する意見公募  
手続の結果について

令和7年6月19日  
経済産業省  
貿易管理課

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）等の一部改正案に対する意見募集について、  
令和7年4月24日から同年5月28日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>法は時代と共に柔軟に変化させていくべきであるという考えを踏まえ、今回のシップ・リサイクル法の施行を機に「特定有害廃棄物等」からバーゼル法4条及び8条の適用を除外したいという案件を見ると、明確な理由付けがなされている上に、適用除外の結果得られるであろう二重規制の回避といったメリットが得られることから賛成であると考えている。</p> <p>気になった点を挙げるとするならば、文章を読んだ上でタイトルの「特定有害廃棄物等の輸出承認について」というものは、むしろ続くバーゼル条約第4条及び第8条の適用除外とシップ・リサイクル法施行に関して発生する当該条約改正の必要性がメインの議題であり、むしろそちら側を前面に押し出しても良かったのではないかという点、改正前後の文書を比較した際に「貿易経済協力局」とされているものが改正後には「貿易経済安全保障局」と変更されることについて、名称が変更になっただけなのか機関としての機能に何か影響があるのかがよくわからないという点である。</p> <p>また、初心者でもわかりやすく条約の内容を閲覧できるPDFファイル等の掲載、改正前後の結果と改正の必要性をもっと文章として盛っても良いと感じた。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、局名の変更につきましては、経済産業省の組織見直しにより昨年7月に名称変更となったことを受け、置き換えたものです。</p>
2	<p>○特定有害廃棄物等の輸出承認について</p> <p>■ 2 適用品目 (意見) 次のとおりとする。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>バーゼル条約の正式名称については修正いたします。</p> <p>また、用紙の大きさA列4番につきまして、経済産業省ホ</p>

## 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物(「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」(平成30年法律第61号)第24条第1項に規定する特定日本船舶であって、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条の規定を適用しないこととされたものを除く。))であって、次のもの(以下「特定有害廃棄物等」という。)とする。

(1) バーゼル法第2条第1項第1号ロに規定するもの

(2) 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第3条及び第5条に規定するもの

### 【理由】

1. 現規程と同様に、改正輸出貿易管理令の別表中欄の記述が必要である。
2. 改正イの記述は、上記適用品目に含んでいないので当然承認不要であるので規程不要である。
3. 改正ロの記述は、告示で承認不要としているので規程不要である。
4. 改正ハの記述は、上記適用品目で除外としたので規程不要である。
5. 「2 適用品目」の項にもかかわらず「承認を要しない」と記述をするのは場違いである。
6. 現規程のバーゼル条約の正式名称が誤っている。

### ■ (2) 輸出承認申請の際の添付書類

(意見) 次のとおり下線部分を加える。

ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通(ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。また、申請日の1月以内に発行されたものに限る。)

### 【理由】

明記しないと発行の古い書類を断れない。

ホームページでご案内している「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の記載内容に誤りがありましたので、訂正いたしました。

その他いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

■（申請理由書様式）

（意見）次のとおり下線部分を加える。

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物に該当するので申請します。

【理由】

（2）廃棄物もあるので、区別する。

○台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について

■2 適用品目

（意見）次のとおりとする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等）であって、次のもの（以下「特定有害廃棄物等」という。）とする。

（1）バーゼル法第2条第1項第1号ロに規定するもの

（2）「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第3条に規定するもの

【理由】

1. 改正イの記述は、告示で承認不要としているので規程不要である。
2. 改正ロの記述は、台湾が締約国に加盟してからでしょう。
3. 「2 適用品目」の項にもかかわらず「承認を要しない」と記述をするのは場違いである。

■（1）提出書類

（意見）次のとおり下線を加える。

（注）上記②の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。また、申請日の1月以内に発行されたものに限る。

**【理由】**

明記しないと発行の古い書類を断れない。

■ (2) 提出先

(意見) 次のとおり加えませんか。

(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…GXグループ資源循環経 済課

**【理由】**

「特定有害廃棄物等の輸出承認について (平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号)」にはある。

■ 申請理由書様式

(意見) 次のとおりとする。

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項 (1) に掲げる貨物に該当するので申請します。

<理由>

(2) 廃棄物もあるので、区別する。

○特定有害廃棄物等の輸入の承認について

■ 1 対象品目

(意見) 次のとおりとする。

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。) 第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等 (同法第14条第1項の認定を受けた者が、同法第15条第1項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うために使用する目的で輸入しようとする特定有害廃棄物等及び「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」(平成30年法律第61号) 第24条第2項に規定する特定外国船舶であって、その輸入につき同項の規定によりバーゼル法第8条の規定を適用しないこととされたものを除く。) で

あって、次の物とする。

(1) バーゼル法第2条第1項第1号ロに規定するもの

(2) 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第4条第1項(同項の括弧書きを除く。)に規定するもの

**【理由】**

「なお、」書きの「バーゼル法第8条第1項ただし書」及び「ロ」は輸入公表規程で承認対象外と規定している。「イ バーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合」は対象品目に含まれていない。そのため注意事項に規定する必要はない。

「なお、」書きは適用品目ではなく、「承認を要しない」説明をする場所ではない。

**■ 3 書面申請手続**

(意見)「(3) 受付時間」は削除する。

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

**【理由】**

対面受付は行っていないので不要である。輸出の注意事項には記述なし。

**○台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について**

**■ 1 対象品目**

(意見)次のとおりとする。

**1 対象品目**

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(同法第14条第1項の認定を受けた者が、同法第15条第1項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及び

その処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うために使用する目的で輸入しようとする特定有害廃棄物等を除く。)であって、次の物(以下「特定有害廃棄物等」という。)とする。

(1) バーゼル法第2条第1項第1号ロに規定する物

(2) 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第4条第1項(同項の括弧書きを除く。)に規定する物

**【理由】**

「なお、」書きの「バーゼル法第8条第1項ただし書」は輸入公表規程で承認対象外と規定している。「イ バーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書き及び第2項に規定する場合」は対象品目に含まれていない。そのため注意事項に規定する必要はない。

「ロ」は台湾が締約国に加盟してからでしょう。

**■ 3 書面申請手続**

1. 提出書類

(意見) 次のとおり下線を加える。

⑨ 移動書類の写し(平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号(有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め(2005年12月1日)の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件)の3(6)に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。)

**【理由】** 告示番号だけということはない。別紙2の届出書には、告示件名を記述している。

**■ (3) 受付時間**

(意見) 「(3) 受付時間」は削除する。

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

	<p><b>【理由】</b> 対面受付は行っていないので不要である。輸出の注意事項には記述なし。</p> <p>■別紙2 台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書 （意見）次のとおり改正する。 （注）用紙の大きさは、A列4番日本工業規格A-4とする。</p> <p><b>【理由】</b> 「日本工業規格」の名称はありません。他の様式と同様。</p>	
--	--	--